

令和4年8月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和4年8月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後1時30分から午後1時54分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(13人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	本間 浩			
委 員 :	5 番 :	澁谷 和幸	委 員 :	6 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	7 番 :	田村 信秀	委 員 :	8 番 :	西奈美 公平
委 員 :	9 番 :	藤村 信広	委 員 :	10 番 :	忠 貞夫
委 員 :	11 番 :	川上 勝之	委 員 :	12 番 :	今井 輝子
委 員 :	13 番 :	馬場 勝	委 員 :	14 番 :	安城 守英

農地利用最適化推進委員(8人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	佐藤 隆	委 員 :	中条 :	16 番 :	高橋 一栄
委 員 :	乙 :	17 番 :	小泉 正	委 員 :	乙 :	18 番 :	石栗 博美
委 員 :	築地 :	19 番 :	小熊 威	委 員 :	築地 :	20 番 :	浮須 宗之
委 員 :	黒川 :	21 番 :	今井 明	委 員 :	黒川 :	22 番 :	片野 賀津雄

4 欠席委員(1人)

委 員 : 4 番 : 南波 雅子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第3号議案 胎内市農用地利用集積計画について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 榎本富夫、係長 : 高橋知也、主任 : 伊藤崇

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和4年8月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、13番馬場勝委員、14番安城守英委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、7月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>8月5日、農業者年金加入推進特別研修会がオンライン開催され、南波委員、今井輝子委員、石栗委員が出席してございます。</p> <p>8月18日、8月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、2班の委員の皆様にご案内いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>8月23日、市町村農業委員会代表者研修会がオンライン開催され、9名の委員の皆様が出席してございます。</p> <p>以上、簡単ではありますが、諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>以上で諸般の報告を終わります。</p> <p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、新規就農による売買が1件であります。</p> <p>1番の案件は、新規就農により築地地内の畑について売買するもので、営農計画書ではみかん、オレンジと、いちじくを作付けする計画であります。面積の合計は5,672㎡、売買価格は総額〇〇円、10a当たり約〇〇円であります。</p> <p>第1号議案は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について、5番澁谷和幸事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る8月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、2班の委員5名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、新規就農による売買が1件であります。</p> <p>詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断</p>

議長	<p>いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p> <p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第1号議案は、許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。 議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、宅地造成のための転用が1件、住宅建築のための転用が2件、車庫建築のための転用が1件、山砂採取のための事業計画変更が1件、山砂採取のための一時転用が1件の、計6件であります。</p> <p>1番の案件は、都市計画用途地域である住吉町地内の田において、宅地造成するための転用で、申請面積は2,097㎡、土地売買価格は○○円、坪当たり約○○円です。</p> <p>2番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は221㎡、建築面積は52.17㎡、土地売買価格は約○○円、坪当たり約○○円です。</p> <p>3番の案件は、都市計画用途地域であるあかね町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は222㎡、建築面積は76.64㎡、土地売買価格は約○○円、坪当たり約○○円です。</p> <p>4番の案件は、十二天地内の休耕畑において、車庫を建築するための転用で、車庫の一部が畑にかかる計画のため転用するものであります。申請面積は20㎡、建築面積は全体で27.74㎡、15年の賃借権を設定し、賃料は年間10,620円です。</p> <p>5番の案件は、築地地内の畑から山砂採取のための一時転用で、山砂の販売不振により当初事業計画どおりに進捗しなかったため、期間を延長する事業計画変更の申請です。採取期間は令和3年10月15日から令和4年10月14日までの許可を、令和5年10月14日までとするものであります。面積の変更等はありません。</p>

	<p>議案書 4 ページをお願いします。</p> <p>6 番の案件は、築地地内の畑から山砂採取のための一時転用で、県道の北側から山砂採取を行うものであります。合計 15 筆、所要面積は 19,002 m<sup>2</sup>、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。</p> <p>この案件については、面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えていますので、県農業会議に諮問する案件となっております。</p> <p>第 2 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>6 ページ及び 7 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 2 号議案の事前審査結果について、5 番澁谷和幸事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、宅地造成のための転用が 1 件、住宅建築のための転用が 2 件、車庫建築のための転用が 1 件、山砂採取のための事業計画変更が 1 件、山砂採取のための一時転用が 1 件の、計 6 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、現地を確認しましたが事前着工もなく、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案の 1 番から 5 番については県農業会議に諮問せずに許可し、6 番については県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案の 1 番から 5 番については県農業会議に諮問せずに許可し、6 番については県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>

事務局	<p>第3号議案を、ご説明いたします。 議案書8ページをお願いします。 第3号議案は、労力不足により賃借権を再設定するものが1件であります。 1番は、労力不足により農業者に5年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料は15,000円であります。 第3号議案の利用権設定は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第3号議案の事前審査結果について、5番澁谷和幸事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
5番	<p>それでは、ご報告いたします。 第3号議案は、労力不足により賃借権を再設定するものが1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第3号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第3号議案について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認めます。 よって、第3号議案は、承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和4年8月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和4年8月25日

議 長 \_\_\_\_\_

13 番 \_\_\_\_\_

14 番 \_\_\_\_\_